株主各位

岐阜県恵那市大井町180番地の1

株式会社人『ローホールディングス

代表取締役会長兼社長 田代正美

第61期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 (法令及び当社定款に基づくみなし提供事項)

第61期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、2018年6月12日よりインターネット上の当社ホームページ (http://www.valorholdings.co.jp) に掲載することにより、「第61期定時株主総会招集ご通知」から記載を省略した事項は、次のとおりでありますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

Ι.	事業報告に表示すべき事項のうち以下の項目		
	業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 (1)業務の適正を確保するための体制の決議内容の概要 (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	2	ページ
	会社の支配に対する基本方針 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要 2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要 3. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要 4. 本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由)	7	ページ
${\rm I\hspace{1em}I}.$	連結株主資本等変動計算書	1 2	ページ
Ⅲ.	連結計算書類における「連結注記表」	1 3	ページ
IV.	株主資本等変動計算書	2 5	ページ
V.	計算書類における「個別注記表」	26	ページ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議内容の概要

1. 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制をコンプライアンス体制と位置づけ、以下の体制をとるものとする。

- ① コンプライアンス体制の基礎として取締役を含む全役職員の行動倫理を定めた「企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定める。また、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の整備及び維持、発展を図る。
- ② 内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置き、全社的な内部監査を行なう。
- ③ 取締役及び監査室は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する 重要な事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告し、また遅滞なく取締役会等 にも報告する。
- ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内管理体制のひとつとして「内部通報規程」を定め、同規程により内部通報制度の運用を行なう。
- ⑤ 監査等委員及び社外取締役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。
- 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書保存規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。全ての取締役は、必要に応じて、いつでも、これらの文書等を閲覧できる体制とする。

3. 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程として、「リスクマネジメント規程」を定める。この規程により、全社的な損失の危険(以下、リスクという)を網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。また、監査室が必要に応じてリスクの管理状況についての監査を実施し、その結果を取締役会、監査等委員会に報告する体制とする。

4. 当社及び当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下、取締役等という)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次に掲げる体制により、当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行わ

れることを確保する。

- ① 取締役会は、当社及び当社の子会社の全役職員が共有する中期経営計画を策定する。
- ② 中期経営計画を達成するために、当社及び当社の子会社は、事業年度毎に年度事業計画(年度予算、年度行為計画)を策定し、全役職員で共有する。
- ③ 当社及び当社の子会社の取締役は、年度事業計画を達成するために、具体的な施策、効率的な業務遂行体制を策定する。
- ④ 当社及び当社の子会社の取締役は、職務に関する執行状況の報告や必要な情報収集を行い、必要に応じて改善策を策定する。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社 の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

以下の体制によって当社並びに子会社から成る企業集団(以下、グループという)の業務の適正を確保し、当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制をとる。

- ① 当社の「企業倫理行動指針」をグループ全社に適用し、グループの取締役・職員一体となった遵法意識の醸成を図る。
- ② グループ経営執行会議を設け、重要事項の承認、情報の共有化を図る。
- ③ 「グループ関係会社管理規程」及び「グループ関係会社権限規程」を定め、その規程に基づいた一定の事項について、子会社は当社に報告することを義務付ける。また、一定の基準を満たすものについては、当社取締役会又はグループ経営執行会議への付議事項とする。
- ④ 当社監査室がグループ全社に対する内部監査を実施する。
- ⑤ 子会社の年度事業計画について、当社においてもその達成状況を定期的に管理し、必要な措置を講ずる。
- ⑥ 当社の「内部通報規程」をグループ全社に適用し、当社の監査室をコンプライアンスに関するグループ全社の内部通報窓口とする。
- ⑦ 当社グループは、反社会的勢力に対しては「企業倫理行動指針」に基づき、毅然とした態度で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持する。

6. 当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社の子会社には、当社の「リスクマネジメント規程」に準拠した規程を定め、損失の 危機を管理する。また子会社は、当社の「グループ関係会社管理規程」に基づき、リスク に関する重要な事項について当社に報告する。

7. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

以下の体制により、当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保する。

- ① 当社のコンプライアンス委員会の対象に、当社の子会社を含むものとする。
- ② 当社のリスクマネジメント委員会の対象に、当社の子会社を含むものとする。
- ③ 当社の監査室の監査対象に、当社の子会社を含むものとする。
- ④ 当社及び子会社の取締役並びに当社の監査室は、子会社の法令違反や定款不適合を発見した場合は、当社の監査等委員会及び取締役会に報告しなければならない。
- ⑤ 内部通報制度の対象は、当社のみならず子会社を含み、子会社の取締役や従業員も当社への内部通報等が出来るものとする。
- ⑥ 当社の監査等委員及び社外取締役は、当社のみならず子会社の法令遵守体制や内部通報制度に問題があると認めるときには、取締役会で意見を述べて改善策の策定を求めることが出来るものとする。
- 8. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

以下の体制により、当社の監査等委員会がその職務を補助する使用人を求めた場合に対する事項及びその使用人の独立性並びに監査等委員会の指示の実効性を確保する。

- ① 監査等委員会は、監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ② 監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、監査室長の命令を受けない。また、監査等委員会補助者の任命・評価・異動・懲戒は、監査等委員会の意見を徴し、これを尊重しなければならない。
- ③ 監査室所属の職員は、監査等委員会から職務の補助を求められた場合は、忠実に指示命令に従わなければならない。監査等委員会の指示と監査室の方針が異なる場合は監査等委員会の指示命令が優先する。
- 9. 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項があった場合には、速やかに報告する。

また、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を定期的に報告する。報告の方法については、取締役と監査等委員会との協議によるものとする。また、監査等委員会は必要に応じていつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来

る。

10. 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等 委員会に報告をするための体制

当社及び子会社の役職員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないこと を確保するための体制

「内部通報規程」における通報先は監査室に加え、監査等委員を含むものとする。また、 グループ全社に適用する「内部通報規程」により、通報者・報告者は、不利益な取り扱い を受けない。

12. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の 当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が、監査等委員の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部のアドバイザーを任用する費用の他、調査に必要な監査費用を請求した場合は、その費用を負担する。また、費用の前払いが必要なときは前払いを行う。

13. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することを求めることが出来るものとする。また、当社は、監査等委員会の求めに応じて、社外の有識者から監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - 1. 内部統制システムに関する取り組み

当社は、会社法が定める会社の「業務の適正を確保するための体制の整備に関する方針」について、2016年6月30日開催の定時株主総会決議により当社が監査等委員会設置会社に移行したことを受け、同日開催の取締役会において修正決議を行い、その方針に基づいた運用を行っております。

2. リスク管理体制に関する取り組み

当社は、2015年10月1日の持株会社への移行を機に、「リスクマネジメント部」を新設しました。当社グループが食品を中心とする小売業を営むことから、リスクマネジメン

ト部には、お客様相談室、品質管理室、法務室を置いております。リスクマネジメント部においては、グループ全体でのお客様情報、品質管理に関する情報の共有を目的とし、毎月「リスクマネジメントグループ会議」を開催し、グループ各社の情報共有に関する取り組みとともに、専門家を招いた勉強会の開催を2017年度も継続しております。

リスクマネジメント部においては、グループ全体でのお客様情報、品質管理に関する情報の共有を目的として、毎月「リスクマネジメントグループ会議」を開催し、グループ各社の情報共有に関する取り組みとともに、専門家を招いた勉強会の開催を2017年度においても継続しております。なお、このリスクマネジメントグループ会議には、常勤監査等委員である取締役及び監査室所属の社員も参加しております。

3. 取締役等の効率的な職務の執行に関する取り組み

当社は、2016年6月30日開催の定時株主総会終了後の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行したことを踏まえ、「取締役会規程」、「取締役会規程細則」を改訂し、当社及び当社子会社の取締役等の効率的な職務の執行に資する体制を継続しております。

4. グループ会社における業務の適正の確保に関する取り組み

当社は、2016年6月30日開催の定時株主総会終了後の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行したことを踏まえ、「グループ経営執行会議規程」を改訂し、毎月開催されるグループ経営執行会議にて、当社及び当社子会社における重要事項について審議するとともに、グループ各社の情報を共有する体制を継続しております。

5. 監査体制に関する取り組み

当社は、2016年6月開催の定時株主総会において、監査等委員でない社内取締役10名と監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)を選任しました。社外取締役を含む監査等委員である取締役4名は、2017年度に開催された全ての取締役会に出席し、適宜意見を述べております。また、全ての監査等委員会にも出席し、会計監査人、監査室所属の社員と監査等に関する情報共有の場を設けるとともに、各事業部門の責任者等へのヒアリングを通じて、各事業における状況の把握に努めております。

-6-

会社の支配に対する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社グループとしての企業価値の源泉、及び当社グループが保有する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為であっても、当社の企業価値を増大させ、株主共同の利益を向上させるものであれば、これを否定するものではありません。当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきものであると認識しております。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象会社への大量買付行為において、その目的から見て企業価値の向上及び株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない大量買付行為を 行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えてお り、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることに より、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(1) 企業価値の源泉

当社グループは、1958年(昭和33年)岐阜県恵那市に「株式会社主婦の店」として設立された、セルフサービスを採用したスーパーマーケット1号店である「恵那店」をその起源としております。

その後、スーパーマーケット事業の他にドラッグストア事業、ホームセンター事業、スポーツクラブ事業をチェーン展開するとともに、効率的な流通網の構築に向けて製造・加工業、卸売業、物流業に着手し、店舗運営を支える設備メンテナンス業や資材卸売業等を傘下に持つグループ企業として成長を続けて参りました。

このように各種の事業を展開しております当社グループの企業価値創造の源泉は、以下の3点であると考えております。

①チェーンストア経営に基づくオペレーションの単純化・標準化

- ②事業の多角化とそのノウハウの共有によるシナジー効果
- ③製造小売業への進化

その中でも特に、製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」としてのビジネスモデル構築を目指し、「事業規模の拡大」、「製造小売業への進化」、「現場力の強化」を「3つの歯車」とする経営戦略を体系化しており、今後もこれらの歯車をバランスよく組み合わせ、そのスピードを加速することにより、中長期的な企業価値の向上を図って参ります。

(2) 中期経営計画に基づく取組み

また、当社グループは、2018年3月期を最終年度とする「バローグループ中期3ヵ年経営計画」の実現に取り組んでおります。経営戦略にもある「3つの歯車」を柱に、経営効率の改善を図るとともに、次なる成長への基盤を確立します。また、この中期経営計画の遂行を通じ、お客様、お取引先様、株主の皆様等の多様なステークホルダーとの新たな関係性構築を目指しております。なお、その概要は以下のとおりであります。

①基本方針

「経営効率の改善と次なる成長への基盤確立」

②重点施策

中核となるスーパーマーケット事業につきましては、商品構成の改善や既存店の改装により、既存店の競争力を向上し、収益性の改善を図ります。また、近年整備してきたインフラの稼動率を高めるとともに、商品力の向上や店舗業務の効率化に取り組みます。さらに、次なる成長に向けて、ドラッグストア事業やホームセンター事業を牽引事業と位置づけ、業容の拡大を図るとともに、2015年10月1日付で持株会社体制へ移行し、事業会社の成長と、持株会社によるガバナンス強化を促す新たな組織基盤を構築いたします。

③配当方針

今後の長期的・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、連結配当性向25%を中長期的目標としております。

なお、この中期経営計画の期間終了後については、改めて新たな中期経営計画を策定し、公表する予定であります。

(3) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、2015年6月開催の当社第58期定時株主総会の承認を得て、同年10月より 持株会社体制へ移行しました。これにより、当社が当社グループの戦略機能を担い、経 営資源の最適配分により企業価値の最大化を図るとともに、事業会社の業務執行に対する監督機能を担うことでガバナンスの強化を推進する体制としました。

また、持株会社と事業会社の組織体制を見直すとともに、責任と権限を明確化し、業務執行の迅速化と監督機能の強化を図っております。なお、業務執行の迅速化に向けては「グループ経営執行会議」を設置し、事業会社の投資案件等の決裁を行うとともに、各事業会社の経営課題等を共有しております。

2016年には、6月開催の当社第59期定時株主総会の承認を得て、監査等委員会設置会社に移行し、更なるガバナンス強化を図る体制といたしました。当社取締役会は、持株会社の業務執行及び事業会社の業務執行を行う監査等委員でない取締役10名と監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)の計14名で構成されております。なお社外取締役3名は、いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

また、社内取締役2名と社外取締役2名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、取締役会の透明性を確保する体制としております。

3. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される ことを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することが必要と考えております。

当社は、上記の理由により、2017年6月29日開催の当社第60期定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)への更新について、株主の皆様のご承認を得ました。なお、当社は、2008年6月26日開催の当社第51期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただいて、「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」を導入し、同対応方針は2014年6月26日開催の当社第57期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、有効期間を2017年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとして更新されており(以下「旧プラン」といいます。)、本プランは、旧プランの有効期間の満了に伴い、所要の修正を加えたうえで更新されたものであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりです(なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ (http://www.valorholdings.co.jp/) で公表している2017年5月9日付プレスリリース

「会社の支配に関する基本方針の改定及び当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の更新に関するお知らせ | をご参照ください。)。

(1) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを 目的として、大量買付者による大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付者に対 し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為に ついての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社取締役会の代 替案等を提示したり、当該大量買付者との交渉等を行ったりするための手続を定めてい ます。

(2) 大量買付行為に対する対抗措置

大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、本プランにおいて定められた手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に 希釈化される可能性があります。

(3)独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会は3名以上5名以下の委員により構成され、公正で中立的な判断を可能とするため、委員は、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役、監査役、執行役もしくは執行役員として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

-10 -

(4) 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付者が出現した事実、大 量買付者から情報を受領した事実、取締役会の判断の概要、独立委員会の判断の概要、 対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項に ついて、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

4. 本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由)

当社取締役会は、本プランが、以下の理由により、上記1の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- 1. 買収防衛策に関する指針(経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」)の要件等を完全に充足していること
- 2. 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること
- 3. 株主意思を重視するものであること
- 4. 独立性の高い社外者(独立委員会)の判断の重視
- 5. 対抗措置発動に係る合理的な客観的要件の設定
- 6. 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
- 7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,916	12,722	84,442	△2,558	106,522
連結会計年度中の変動額					
非支配株主との取引にかかる親会社の持分変動		1			1
剰 余 金 の 配 当			△2,159		△2,159
親会社株主に帰属する当期純利益			7,570		7,570
自己株式の取得				△223	△223
自己株式の処分		75		173	248
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高			45		45
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		77	5,456	△50	5,482
当 期 末 残 高	11,916	12,799	89,898	△2,608	112,005

			の包括利益	露信累益				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
当 期 首 残 高	364	_	139	30	534	96	573	107,727
連結会計年度中の変動額								
非支配株主との取引にかかる親会社の持分変動								1
剰 余 金 の 配 当								△2,159
親会社株主に帰属する当期純利益								7,570
自己株式の取得								△223
自己株式の処分								248
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高								45
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)	△41	△2	△9	△121	△175	16	115	△43
連結会計年度中の変動額合計	△41	△2	△9	△121	△175	16	115	5,439
当 期 末 残 高	323	△2	129	△90	359	113	688	113,167

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 39社

主要な連結子会社の名称株式会社バロー、中部薬品株式会社、株式会社ホーム

センターバロー、株式会社アクトス

株式会社バローエージェンシー及び株式会社バローマックスは、新たに設立したため、 当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

本田水産株式会社、古屋産業株式会社、株式会社桂林閣及び株式会社ファーストは、新たに株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

(4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 3社

持分法を適用した関連会社の名称 山成商事株式会社、High-Pressure Support株式会社、株式会社アグリトレード

株式会社トーホーストアは、増資を行ったことにより持分が減少したため持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

関連会社である株式会社牧歌コーポレーション、株式会社旨味屋クラブ、株式会社織田ショッピングセンター及びSEORO FOOD CO.,LTD.は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等 該当事項はありません。 (4) 持分法の適用の手続きについて特に記載する事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、V-drug International CO.,LTD. 及びV-drug Hong Kong CO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類を作成するに当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの 方法)

製 品……最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下 げの方法)

原 材 料……最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下 げの方法)

貯 蔵 品……最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下 げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10~40年 その他(器具及び備品) 5~8年 無形固定資産……定額法

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における 利用可能期間(5年)に基づく定額法

長期前払費用……定額法

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、 貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権につ いては、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上し ております。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

ポイント引当金……当社及び連結子会社の一部は、顧客に付与したポイントの使用に基づく値引きに備えるため、当連結会計年度末の有効ポイント残高のうち、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

未回収商品券引当金……当社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経 過後に、収益に計上したものに対する将来の回収見込額を計 上しております。

役員退職慰労引当金……連結子会社の一部は役員の退職慰労金の支給に備えるため、 内規に基づく当連結会計年度における期末要支給額を計上し ております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(8~15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連 結会計年度から費用処理しております。

- ③小規模企業等における簡便法の採用
 - 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に 係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しており ます。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、 ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を 判定しております。

- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - ①消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ②のれんの償却に関する事項 のれんの償却については、のれんの発生原因に基づき、その効果の及ぶ期間(3~6年)で均等償却しております。

5. 表示方法の変更

連結損益計算書

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「営業外費用」の「デリバティブ評価損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

Ⅱ.連結貸借対照表に関する注記

- 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- (1) 担保に供している資産

建物 377百万円 機械装置 16百万円 114百万円 土地 508百万円

- (注)建物のうち59百万は、当社がテナント入店している建物所有者の借入金317百万円を担保するため、物 上保証に供しているものであります。
- (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 89百万円 長期借入金 108百万円 計 197百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 149,320百万円

3. 保証債務

当社がテナント入店している下記の建物所有者の福井県からの中小企業高度化資金借入金 に対し、連帯保証を行っております。なお、当該連帯保証は複数の保証人の総額で表示して おります。

福井西部商業開発協同組合(連帯保証人16名) 317百万円

Ⅲ.連結損益計算書に関する注記

- 1. 減損損失
- (1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	金額			
		岐阜県	347 百万円			
		愛知県	632 百万円			
		三重県	216 百万円			
		静岡県	749 百万円			
店舗	土地及び建物	富山県	2 百万円			
		石川県	174 百万円			
		福井県	625 百万円			
		滋賀県	55 百万円			
		その他	141 百万円			
	計					

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる 見込みである資産グループ、及び遊休状態にあり今後の使用目処が立っていない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上 しております。

(3)減損損失の金額

(3)////////////////////////////////////	
種類	金額
建物及び構築物	1,270 百万円
機械装置及び運搬具	0 百万円
土地	477 百万円
リース資産	947 百万円
有形固定資産その他(器具及び備品)	180 百万円
無形固定資産(借地権他)	49 百万円
差入保証金	0 百万円
投資その他の資産その他(長期前払費用)	16 百万円
計	2,943 百万円

(4)資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊 休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

(5)回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、建物及び土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を基に算定した金額、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定しております。

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数

普通株式

52,661,699株 1,514,263株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月9日 取締役会決議	普通株式	1,073	21.00	平成29年 3 月31日	平成29年 6 月13日
平成29年11月5日 取締役会決議	普通株式	1,075	21.00	平成29年 9 月30日	平成29年12月 5 日
計		2,149			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決	議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年 5 取締役会決議		普通株式	1,229	利益剰余金	24.00	平成30年 3 月31日	平成30年 6 月13日

3. 新株予約権に関する事項

			Ш		当連結会		
会社名	内 訳	目的となる 株式の種類	当連結 会計年度 期首	増加	減少	当連結会 計年度末	計年度末 残 高 (百万円)
当社	平成23年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	56		15	41	11
	平成27年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式		200		200	101
合 計			56	200	15	241	113

⁽注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

V. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、店舗の開設のための設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入や 社債の発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、ま た、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は、後述のリスク回避のために利用しており、投機的な取引は 行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、関係会社等に対し長期貸付を行っております。

差入保証金は、主に店舗の土地又は建物を賃借するためのものであり、契約先(地主又はデベロッパー)の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金、社債及びリース債務は、主に店舗の設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は概ね5年以内であります。借入の一部は、変動金利であるため、 金利の変動リスクに晒されております。

預り保証金は、当社グループの店舗へ出店しているテナントからの預り金であり、契約 満了時に返還が必要になります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引を目的とした通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、営業債権について、財務経理部で取引先毎の期日管理及び残高管理を行うと ともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金の主なものについては、開発・資産管理部が契約先の保有する土地又は建物に抵当権を設定し、信用リスクを回避しております。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されており、財務経理部において四半期毎に時価や発行体の財務状況を把握することにより市場価格の変動リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規定に基づき、財務経理部において四半期毎に契約先と残高照合等を行っております。連結子会社についても同様に、

デリバティブ取引管理規程に準じ、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理営業債務、借入金、社債及び預り保証金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日 (当期の連結決算日) における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	15,178	15,178	_
(2) 受取手形及び売掛金	8,333		
貸倒引当金	△6		
	8,326	8,326	_
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,140	1,140	_
(4) 長期貸付金	898		
貸倒引当金	△207		
	691	728	36
(5) 差入保証金	27,176	25,945	△1,231
(6) 支払手形及び買掛金	(38,596)	(38,596)	_
(7) 短期借入金	(17,123)	(17,123)	_
(8) 未払法人税等	(2,491)	(2,491)	_
(9) 社債(1年内償還予定を含む)	(10,060)	(10,014)	△45
(10) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	(50,061)	(49,929)	△132
(11) リース債務(1年内返済予定を含む)	(11,576)	(15,884)	△4,307
(12) 預り保証金	(6,143)	(6,063)	79
(13) デリバティブ取引	(3)	(3)	_

^{*}負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計 上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が	株式	606	1,059	453
取得原価を超えるもの	債券	2	5	2
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	85	75	△9
合 計		694	1,140	446

(注) 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。

(4) 長期貸付金

時価の算定方法は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 差入保証金

時価の算定方法は、元利金の合計額をリスクフリーの利率に預託先の信用度を調整した利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (9) 社債(1年内償還予定を含む)、(10) 長期借入金(1年内返済予定を含む)、並びに(11) リース債務(1年内返済予定を含む)

これらの時価の算定方法は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12)預り保証金

時価の算定方法は、元利金の合計額をリスクフリーの利率に当社の信用度を調整した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(13)デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法毎の連結決 算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

<u> </u>	0 2 (1 3 (2) (2 (1 0 2	C-1 3	/ _ / 1 1 1 1 1 1	D) (13 10 1) (1 7 - 0 0	, , , , , , , ,
ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
原則的処理方 法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	130 百万円		126 百万円

- (注2) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額281百万円) は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券 には含めておりません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	9,048	l	_	_
受取手形及び売掛金	8,333	_	_	_
長期貸付金	112	134	301	350
差入保証金	398	1,690	3,756	21,331
슴 탉	17,993	1,825	4,058	21,681

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	30	-	_	_	_	_
長期借入金	13,488	11,030	9,741	10,116	4,220	1,463
リース債務	1,681	1,507	1,250	935	1,322	4,878
合 計	15,200	12,537	10,992	11,052	5,543	6,342

VI. 賃貸等不動産に関する注記

- 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社及び一部の子会社では、東海地方及び北陸地方を中心に賃貸用の商業施設(土地を含む。)を有しております。
- 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
8,170	5,807

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当期末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて自社で算定した金額であります。また、当期に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

Ⅲ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

2. 1株当たり当期純利益

2,196円89銭 148円04銭

Ⅲ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

IX. その他の注記

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社の役員退職慰労金制度につきましては、従来、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成29年5月9日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会において役員退職慰労金の打切り支給について承認可決されました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給額の未払分530百万円を「長期未払金」として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、一部の連結子会社については引き続き、役員の退職慰労金の支払に備えるため、 内規に基づく連結会計年度末要支給額を固定負債の「役員退職慰労引当金」として計上しております。

(役員向け株式交付信託の導入)

当社は、平成29年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき、平成29年8月24日より、当社取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬制度(以下「本制度」という)を導入しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が信託を通じて各取締役に対して交付されるという株式報酬制度であります。また、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。なお、当初設定する本制度の対象期間は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成34年3月末日で終了する事業年度までの5年間であります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、 純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳 簿価額及び株式数は、223百万円、88,000株であります。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
			スの仏	>× →		その	り他利益剰須	金	± 11 >∀
	資本金	資本準備金	その他 資 本 剰余金	資 東余金 合 計	利 益準備金	建 物 圧 縮 積立金	別。途積立金	繰 越 利 益 剰余金	利 剰余金 合 計
当 期 首 残 高	11,916	12,670	49	12,720	322	64	28,000	11,393	39,780
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△2,149	△2,149
建物圧縮積立金の取崩						△4		4	_
別途積立金の積立							200	△200	_
当 期 純 利 益								2,757	2,757
自己株式の取得									
自己株式の処分			75	75					
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	_	_	75	75	_	△4	200	412	608
当 期 末 残 高	11,916	12,670	124	12,795	322	59	28,200	11,806	40,388

	株主	資本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	△2,558	61,859	293	293	96	62,249
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△2,149				△2,149
建物圧縮積立金の取崩		-				_
別途積立金の積立		-				_
当 期 純 利 益		2,757				2,757
自己株式の取得	△223	△223				△223
自己株式の処分	173	248				248
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			△6	△6	16	10
事業年度中の変動額合計	△50	633	△6	△6	16	643
当 期 末 残 高	△2,608	62,492	287	287	113	62,893

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの ………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原

価は移動平均法により算定)

時価のないもの ……・移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15~40年 構 築 物 10~30年 器具及び備品 5~8年

無形固定資産……定額法

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内に

おける利用可能期間 (5年) に基づく定額法

長期前払費用……定額法

リース 資 産………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース

資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額

法

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金…………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。 賞 与 引 当 金………従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末の負

役員賞与引当金………役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末の負担すべき支給見込額を計上しております。

ポイント引当金…………顧客に付与したポイントの使用に基づく値引きに備えるため、当事業年度末の有効ポイント残高のうち、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

未回収商品券引当金………当社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後に、収益に計上したものに対する将来の回収見込額を計上しております。

退職給付引当金………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

- ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定に当たり、退職給付債務見込額 を当事業年度末までの期間に帰属させる方法につい ては、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10~15年)による定額法により、翌事業年度から費 用処理しております。

株式報酬引当金……・・・取締役を対象とした株式報酬制度による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……店舗閉鎖に伴い発生する損失に備え、店舗閉鎖により 合理的に見込まれる中途解約金等の閉鎖関連損失見込 額を計上しております。

- 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法 は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ.貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

82.734百万円

2. 保証債務

当社がテナント入店している下記の建物所有者の福井県からの中小企業高度化資金借入金 に対し、連帯保証を行っております。なお、当該連帯保証は複数の保証人の総額で表示して おります。

福井西部商業開発協同組合(連帯保証人16名) 317百万円

子会社である株式会社ダイエンフーズ、株式会社バローファーム海津及び株式会社北信州 きのこファームの金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

借入金

888百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権 6.387百万円 長期金銭債権 143百万円

短期金钱債務 30.634百万円

長期金銭債務 1.445百万円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入 28.230百万円 販売費及び一般管理費 2.547百万円

営業取引以外の取引 142百万円

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

() () () () () () () () () ()							
用途	種類	場所	金額				
店舗		富山県	1 百万円				
	建物	石川県	51 百万円				
	连彻	福井県	55 百万円				
		長野県	3 百万円				
	112 百万円						

(2) 減損損失の認識に至った経緯

閉鎖の意思決定をした店舗等の資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失の金額

(0) // // // (1) (1)					
種類	金額				
建物	106 百万円				
構築物	4百万円				
長期前払費用	1 百万円				
計	112 百万円				

(4)資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊 休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

(5)回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式

1,514,263株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式88,000株が含まれております。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

冰些仍並其注	
賞与引当金	13百万円
未払事業税及び地方法人特別税	33百万円
退職給付引当金	659百万円
役員退職慰労引当金	147百万円
貸倒引当金	447百万円
減損損失	1,289百万円
減価償却損金算入限度超過額	1,147百万円
資産除去債務	1,659百万円
その他	718百万円
繰延税金資産小計	6,116百万円
評価性引当額	△1,932百万円
繰延税金資産合計	4,183百万円
繰延税金負債	
建物圧縮積立金	△26百万円
その他有価証券評価差額金	△111百万円
固定資産評価益	△628百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△1,081百万円
繰延税金負債合計	△1,847百万円
繰延税金資産(負債)の純額	2,336百万円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産の主なものは、店舗の建物、車両等であります。

Ⅲ. 退職給付関係に関する注記

- 1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。
- 2. 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務2,279百万円② 未認識数理計算上の差異△112百万円③ 退職給付引当金2,166百万円

3. 退職給付費用に関する事項

①勤務費用229百万円②利息費用10百万円③数理計算上の差異の費用処理額18百万円④その他(注)169百万円⑤退職給付費用(①+②+③+④)428百万円

(注) 「④その他」は確定拠出年金への掛金であります。

- 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
 - ① 退職給付債務の期間配分方法 給付算定式基準
 - ② 割引率 0.5%③ 数理計算上の差異の処理年数 10~15年

ております。

Ⅲ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	住 所	資本金	議 決 権 等 の所有(被 所有)割合	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	中部薬品㈱	岐阜県 多治見市	1,441	直接所有 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	4,937	関係会社 短期貸付金	9,166
						受取利息	7		
	㈱アクトス	岐阜県 多治見市	80	直接所有 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	2,598	関係会社 短期貸付金	3,774
						受取利息	4		
	中部流通㈱	岐阜県 多治見市	52	直接所有 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	3,230	関係会社 短期借入金	4,098
						支払利息	5		
	中部フーズ㈱	岐阜県 多治見市	95	直接所有 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	1,709	関係会社 短期借入金	3,076
						支払利息	2		
	メンテックス㈱	岐阜県 多治見市	20	間接所有 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注1)	4,105	関係会社 短期借入金	4,476
						支払利息	6		
	㈱タチヤ	愛知県 名古屋市	30	直接所有 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	6,789	関係会社 短期借入金	7,598
		天白区		1001070	IXXVVXIII I	支払利息	10	/#/VIII/ (#	
	(株)バロー	岐阜県 多治見市	100	直接所有 100.0%	資金の貸付 不動産の賃貸	資金の貸付 (注1)	17,272	関係会社 短期貸付金	15,576
		シルズロ		100.070	収納代行及び	受取利息	27		
					支払代行 役員の兼任	営業収入 (注2)	18,719	未収入金	1,385
						(注3)		立替金	3,463
						(,10)		未払金	25.067
	(株)ホームセンター バロー	岐阜県 多治見市	100	直接所有 100.0%	資金の貸付 不動産の賃貸	資金の貸付 (注1)	5,553	関係会社短期貸付金	4,658
					収納代行及び	受取利息	8		
					支払代行 役員の兼任	営業収入 (注2)	4,625	未収入金	395
						(注3)		立替金	453
								未払金	4,915

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 「資金の借入」及び「資金の貸付」は、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) に係るものであり、利率は全銀協日本円TIBORに基づき合理的に決定しております。なお、取引金額は平均残高を記載しております。
 - 2. 「不動産の賃貸」の取引条件は、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。
 - 3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

Ⅳ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

1,227円41銭 53円92銭

2. 1株当たり当期純利益

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XI. その他の注記

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社の役員退職慰労金制度につきましては、従来、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成29年5月9日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会において役員退職慰労金の打切り支給について承認可決されました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給額の未払分530百万円 を固定負債の「長期未払金」に含めて表示しております。

(役員向け株式交付信託の導入)

当社は、平成29年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき、平成29年8月24日より、当社取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬制度(以下「本制度」という)を導入しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が信託を通じて各取締役に対して交付されるという株式報酬制度であります。また、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。なお、当初設定する本制度の対象期間は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成34年3月末日で終了する事業年度までの5年間であります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、 純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価 額及び株式数は、223百万円、88,000株であります。